

東京社会保険協会

社会保険新報

9

SEPTEMBER

平成 27 年 / No.779

目次

- 協会けんぽ東京支部からのお知らせ
 - ・「療養費支給申請書」を提出しましょう / 2・3
- 日本年金機構からのお知らせ
 - ・被用者年金一元化等の概要 / 4
 - ・厚生年金保険料率の改定 / 5
 - ・標準報酬月額を被保険者の皆様に
お知らせください / 5
 - ・国民年金ひとことメモ / 5
- フィオーレ健診クリニックからのお知らせ
 - ・女性にお勧めしたい！ オプション検査 / 6
- 東京社会保険協会からのお知らせ
 - ・「メンタルヘルスセミナー」
「年金の仕組みと手続きに関する講習会」
開催のお知らせ / 7・8
- ずいそう
 - ・東西南北 / 8

協会けんぽ 東京支部 からの お知らせ

保険証を提示せずに医療費を支払ったときは…「療養費支給申請書」を提出しましょう

急病や事故などで保険証を持たずに医療機関等を受診し、保険診療を受けることができない場合は、いったん自分で医療費を全額支払い、後日、協会けんぽに「療養費支給申請書」を提出してください。療養費として、かかった医療費の払い戻しを受けることができます。（公費助成がある場合は、自治体へもご確認ください。）



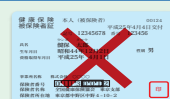
どんなときに請求できるの？

医療費を立替払いしたとき

「旅行先で急病になった」など、**やむを得ない事情**で保険証を提示できず、いったん**医療費の全額**を医療機関等に支払ったとき



旅行中に保険証を持たずに診療を受けた



医療機関等



そんなときには…

療養費（立替払い）の請求をしましょう！ 払い戻しが受けられます。

健康保険で定められている基準で計算した額から**自己負担割合の額を差し引いた額**が、療養費として支給されます。

自己負担割合…小学校入学前：2割、小学校入学後～70歳未満：3割、70歳以上：1～3割

例 30歳の方で、医療機関等でかかった医療費の総額（10割）が10,000円だった場合

保険証**がある**場合 医療機関等の窓口で保険証を提示 → 3,000円を医療機関等の窓口で支払い（3割負担）

保険証**がない**場合 10,000円を医療機関等の窓口で支払い（10割負担） → 協会けんぽに療養費を申請 保険診療の7割分を払い戻し

何を提出するの？

必要事項を記入した「健康保険 療養費支給申請書（立替払等）」に加え、「領収証（**原本**）」と「診療（報酬）明細書」を提出してください。



健康保険 療養費支給申請書
（立替払等）

+



領収証（**原本**）

+



診療（報酬）明細書

※病名・診療内容の記載があるもの

治療用装具を購入したとき

医師の指示による

- 治療用装具（コルセットや弾性着衣など）の購入
- 9歳未満の小児の治療を目的とした眼鏡やコンタクトレンズの購入（弱視・斜視・先天白内障の術後の屈折矯正）



そんなときには…

療養費（治療用装具）の請求をしましょう！ 払い戻しが受けられます。

実際に支払った額を確認のうえ、障害者総合支援法等で定められている基準で計算した額から加入者が**自己負担すべき額を差し引いた額**が、療養費として支給されます。

実際に支払った額	
協会けんぽが障害者総合支援法等の基準で計算した額	療養費の計算の対象になりません。（自己負担）
自己負担相当額	療養費（支給額）

何を提出するの？

必要事項を記入した「健康保険 療養費支給申請書（治療用装具）」に加え、「領収証（**原本**）」と「医師の意見書（**原本**）」および「装具装着証明書」等を提出してください。



健康保険 療養費支給申請書
（治療用装具）

+



領収証（**原本**）
※装具の名称と費用の内訳が記載されたもの

+



医師の意見書（**原本**）

または



眼鏡等作成指示書（**写し**）
※小児治療用眼鏡の場合

療養費は、いったん自分で医療費の全額を支払った後、自己負担分を除いた払い戻しの請求を協会けんぽに行うのが原則ですが、『社会保険新報』平成27年8月号でお知らせした柔道整復師（接骨院や整骨院）には、特例として**柔道整復師が患者に代わって払い戻しの請求をすることが認められている**ため、多くの接骨院や整骨院は、医療機関等と同じように自己負担分のみの支払いで施術が受けられることになっています。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで

協会けんぽ 東京支部 からの **お知らせ**



提出前にご確認を!

提出していただいた「療養費支給申請書」のうち、**記入の誤りや必要書類の提出漏れ**などの理由で、申請書をお返しするケースが増えています。

返却理由トップ3とともに、ご注意いただきたいポイントは次のとおりです。申請書の提出前に、再度ご確認ください。

返却理由 1位 「領収証」「医師の意見書」が**原本**ではない

「療養費支給申請書」の添付書類は、コピーではなく、必ず**原本**で提出してください。

ただし、治療用装具の購入費の払い戻しを請求する際、小児弱視等の治療用眼鏡等で、「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合には、視力等の検査結果のコピーを添付してください。



返却理由 2位 「被保険者」「受診者」の氏名の誤記入

「療養費支給申請書」 1 枚目

被保険者証の (左め)	記号	番号	生年月日	年	月	日
	21700023	21	☒ 昭和 ☐ 平成	6	11	022
氏名・印	(フリガナ) キョウカイ タロウ 協会 太郎		自署の場合は押印を省略できます。			
住所	(〒 ○○○ - ○○○○)		○○ 都 道 ○○○○ ○○○○ 府 県 ○○○○ ○○○○			
電話番号 (日中の連絡先)	TEL	○○ (○○○○) ○○○○	○○○○ ○○○○ ○○○○ ○○○○			

被保険者（加入者本人）の
氏名を記入。

* 相続人（遺族等）が申請する場合を除く。

「療養費支給申請書」2枚目

申請内容	① 受診者	② 1. 被保険者 2. 家族(被扶養者)	
	①-① 家族の場合はその方の氏名	協会 花子	生年月日 ☒ 昭和 ☐ 平成 62 年 4 月 22 日
	② 傷病名	左足首ねん挫	③ 発病または 負傷年月日 平成 26 年 4 月 2 日

医療機関等を受診した人の
氏名・生年月日を記入。

返却理由 3位 「振込先指定口座」の「口座名義の区分」が「2.代理人」となっているが、「受取代理人の欄」に記入がない

「療養費支給申請書」 1 枚目

金銭機関 名称	☐ 銀行 ☐ 金庫 ☐ 信組 ☐ 農協 ☐ 漁協 その他 ()		☐ 本店 ☐ 支店 ☐ 出張所 ☐ 本所 ☐ 支所
	〇〇 〇〇		
預金種別	1 1. 普通 3. 別段 2. 当座 4. 通知	〇 口座番号	1234567
左づめでご記入ください。			
〇口座名義	マカタカナ(姓と名の間は1マス空けてご記入ください。濁点(・)、平仮名(ん)は1字としてご記入ください。) キョウカイ ハナコ		〇 口座名義 の区分
		2 1. 申請者 2. 代理人	

「振込先指定口座」には、原則、**被保険者（加入者本人）名義の口座**を記入。

*被保険者（加入者本人）以外の
名義の口座を記入する場合は、
「口座名義の区分」に「2」を
記入。

「2」の場合は必ず記入・押印ください。(押印省略不可)

被保険者 (申請者)	本申請に基づく給付金に関する受給を下記の代理人に委任します。		平成 26 年 7 月 22 日	
	氏名・印	協会 太郎	協会	住所 「被保険者(申請者)情報」の住所と同じ
代理人 (口座名義人)	(〒○○○ - ○○○○) TEL ○○ (○○○)○○○		委任者と 代理人との 関係	
	住所	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○		
	(フリガナ) キョウカイ ハナコ 氏名・印	協会 花子	協会	妻

被保険者（加入者本人）以外の
名義の口座を指定する場合は、
「受取代理人の欄」にも
記入。

*被保険者（加入者本人）と
代理人の両方の印が必要。

協会けんぽ以外の健康保険に加入されている方は、それぞれの健康保険組合等にお問い合わせください。

▶このページの記事の内容に関するお問い合わせは、協会けんぽ東京支部（TEL 03-6853-6111→音声ガイダンス「1」）まで



被用者年金一元化等の概要

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成24年8月10日成立）により、**平成27年10月1日から公的年金制度の一元化が施行**されます。

制度改正の目的

- 年金財政の範囲を拡大して、**制度の安定性**を高める。
- 民間被用者と公務員を通じ、将来に向けて、同一の報酬であれば同一の保険料を負担し、同一の公的年金給付を受けられるよう、**被用者間の公平性を確保**する。

改正法の主な内容

- 厚生年金に公務員および私学教職員も加入することとし、**2階部分の年金は厚生年金に統一**する。
- 厚生年金と共済年金の保険料率（上限18.3%）を統一し、**制度間の差異を解消**する。
- 共済年金にある公的年金としての**3階部分（職域部分）は廃止**する。

年金の決定および支払い

- 年金の決定は、**従来どおり**、所管の実施機関（日本年金機構および各共済組合等）で行う。
- 年金の支払いは、**厚生年金被保険者期間分については日本年金機構で行い、共済組合等加入期間分については各共済組合等**で行う。
- 年金額は、これまでの百円単位（50円未満切り捨て、50円以上切り上げ）から**円単位（50銭未満切り捨て、50銭以上切り上げ）に変更**する。

在職中の老齢厚生年金の支給停止

複数の実施機関（日本年金機構および各共済組合等）から老齢厚生年金が支給されている場合、これらを**合算したうえで支給停止額を決定**し、この支給停止額を各実施機関にかかる厚生年金の額に応じて**按分した額をそれぞれ支給停止**する。

記録の管理および適用徴収業務

共済組合等の加入者（加入期間）は、厚生年金保険法による被保険者（被保険者期間）と位置づけられるが、記録の管理および適用徴収業務については、**原則として従来どおり**とする。

年金相談

受給者等からの年金相談や届書の受付は、「障害年金裁定請求書」等の一部の届書を除き、**すべての窓口（日本年金機構および各共済組合等）で対応**する。届書については、受付後に所管の実施機関（日本年金機構および各共済組合等）に回付する（ワンストップサービス）。

社会保障・税一体改革関連事項

①年金の受給資格期間の短縮（現在の25年から10年に短縮）

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成24年8月10日成立）

②年金受給者のうち、低所得高齢者・障害者等への福祉的な給付

年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成24年11月16日成立）

■上記の①②については、消費税率10%への引き上げにあわせて施行する。

税制抜本改革により得られる税収（消費税収）を①②に要する費用に充てるため、税制抜本改革の施行時期にあわせて施行する。



厚生年金保険料率の改定

『社会保険新報』平成27年8月号でお知らせしましたが、**厚生年金保険料率が9月分より改定**されます。納入告知される**厚生年金保険料の金額が変更**となります。ご注意ください。

9月分の厚生年金保険料は、10月20日前後に事業主に対して納入告知され、その**納期限は10月末日**（その日が土曜日または休日の場合は、翌日以降の休日でない日）となります。平成27年度9月分については、11月2日（月）が納期限です。

* 改定された厚生年金保険料率については、『社会保険新報』平成27年8月号をご参照ください。

■改定後の厚生年金保険料率による保険料の計算例〈標準報酬月額300,000円の被保険者の場合〉

	健康保険（協会けんぽ東京支部）		厚生年金保険 [厚生年金基金未加入]	子ども・子育て [拠出金]	合計 [上段：介護保険非該当者 下段：介護保険該当者]
	介護保険非該当者	介護保険該当者			
保 険 料 率 (平成27年9月現在)	99.7/1000	115.5/1000	178.28/1000	1.5/1000	
事業主負担分	14,955円	17,325円	26,742円	450円	42,147円 44,517円
被保険者負担分	14,955円	17,325円	26,742円	—	41,697円 44,067円
合 計	29,910円	34,650円	53,484円	450円	83,844円 88,584円

標準報酬月額を被保険者の皆様にお知らせください

日本年金機構では、各事業所から提出された「算定基礎届」により、**本年9月から翌年8月までの標準報酬月額を決定**します。決定された標準報酬月額は、「被保険者標準報酬決定通知書」によりお知らせしています。

標準報酬月額は、**毎月の保険料や将来受け取る年金額の計算の基礎**となります。

決定された標準報酬月額は、各事業所で被保険者の皆様に必ず通知してください。

国民年金ひとことメモ

国民年金保険料の法定免除

生活保護（公的扶助）または障害基礎年金および被用者年金の障害年金を受けている方は、**国民年金保険料が法定免除**となります。

次に該当する方は、「**国民年金保険料免除理由該当届**」を、区市役所または町村役場に提出してください。国民年金保険料が免除されます。また、該当しなくなった場合は、「国民年金保険料免除理由消滅届」を提出してください。

■生活保護（公的扶助）を受けている方

⇒生活保護（公的扶助）を受け始めた日を含む月の前月の保険料から免除となります。

■障害基礎年金および被用者年金の障害年金（2級以上）を受けている方

⇒認定された日を含む月の前月の保険料から免除となります。

【留意事項】

●年金額の計算

法定免除となった期間の老齢基礎年金の額は、**2分の1**（平成21年3月までは3分の1）で計算されます。

●過去に遡って法定免除の要件に該当する場合

法定免除となった期間に納めた**国民年金保険料は還付**されます。（平成26年4月以降は、「国民年金保険料免除理由該当届」と同時に納付の申し出があれば、国民年金保険料納付済期間とすることができます。）

また、法定免除となった期間にかかる国民年金を満額にしたい場合は、**国民年金保険料を追納**できます。（追納とは、承認月前10年以内の免除された月分の国民年金保険料を本人の申し出により納付できる制度です。）

東京社会保険協会 **フィオーレ健診クリニック** 保育室
完備 からのお知らせ



女性にお勧めしたい！ オプション検査



「婦人科に行くのは恥ずかしい」「日々忙しい」などの理由で、健診から遠のいていませんか？

女性特有の疾患は、健診時に見つけられるものがあります。女性ならではの体調不良を一人で悩まずに、健診と一緒に女性向けのオプション検査を受けて、**疾病の早期発見と予防に努めましょう。**

フィオーレ健診クリニックの女性専用フロアの医師・技師等のスタッフは、すべて女性ですので、安心して受診できます。

	検 査	検 査 内 容	検査料金 (税込)
婦 人 科	子宮頸部細胞診 (医師採取)	子宮頸部の細胞を採取して、がんの有無を調べます。	3,240円
	子宮卵巣 (経膈) 超音波	子宮や卵巣の形状を観察します。子宮がん・卵巣がん・子宮筋腫・卵巣嚢腫などの診断に有効です。 * 子宮頸部細胞診 (医師採取) を実施した場合のみ追加できます。	4,860円
	HPV	子宮頸がんの原因であるヒトパピローマウイルス (HPV) の有無を調べます。 * 子宮頸部細胞診 (医師採取) を実施した場合のみ追加できます。	5,400円
	MRIレディース (子宮卵巣MRI) ※事前予約制	子宮筋腫・子宮内膜症・卵巣腫瘍などの診断に有効です。 (業務提携先) メディカルスキャニング新宿・中野	32,400円
乳 房	乳房超音波	乳腺・乳管の状態や小さな腫瘍の有無を調べます。乳腺が発達している若い方にもお勧めです。	4,320円
	マンモグラフィ	乳房専用のX線撮影装置を使い、小さなしこりや微小な石灰化の有無を調べます。40代以上の方にお勧めします。	5,400円
血 液 (採血)	甲状腺機能 (TSH・freeT3・freeT4)	甲状腺のホルモン値を測定します。甲状腺機能亢進症 (バセドウ氏病など)・甲状腺機能低下症 (橋本病など) 等の診断に有効です。	7,020円
	更年期 (女性ホルモンE2・FSH)	女性ホルモンの数値を測定し、更年期障害の原因がホルモン値の低下によるものかどうかの目安にすることができます。45歳から55歳くらいの方にお勧めします。	4,320円
	貧血	血液中の血清鉄 (Fe)・総鉄結合能 (TIBC) や体内の貯蔵鉄を反映するフェリチンを測定して、鉄欠乏性の貧血かを診断します。	2,160円
	CA125 (卵巣がん)	卵巣がん・子宮内膜症・子宮筋腫などの診断に有効です。	3,240円
	CA15-3 (乳がん)	乳がん・卵巣がん・子宮がんなどの診断に有効です。	2,700円
超 音 波	骨密度	骨のカルシウム量 (骨量) を測り、骨密度を測定します。骨粗しょう症を診断する助けになります。	1,620円
	甲状腺超音波	首の前面にある甲状腺に超音波をあてて、大きさや形、内部の腫瘍の有無を調べます。	4,320円

上記以外にも、各種オプション検査をご用意しています。フィオーレ健診クリニックホームページのオプション検査のご案内 (<http://www.k-fiore.jp/checkup/option/index.html>) をご覧ください。

次号 (10月号) は、差額人間ドックについてご案内する予定です。

フィオーレ健診クリニック

大江戸線「東新宿」駅 A2 出口より徒歩 1 分
副都心線

予約専用ダイヤル TEL 03-5287-6211
お問い合わせ TEL 03-5287-6217

電話受付 時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00
土曜日健診実施日 9:00～12:00

健診およびオプション検査等の詳細は、ホームページ <http://www.k-fiore.jp/> をご覧ください。



東京社会保険協会 からのお知らせ

「メンタルヘルスセミナー」「年金の仕組みと手続きに関する講習会」開催のお知らせ

メンタルヘルスセミナー 一般職向け 会員事業所限定

非会員事業所の皆様は、メンタルヘルスセミナーにご応募いただけません。

開催日時等	定員・応募締切日・費用・対象者	概要
平成27年11月25日(水) 時間：14時～16時 講師：産業カウンセラー 田中 恵子 氏 (東京産業保健総合支援センター メンタルヘルス対策促進員) メール申し込みURL https://fofa.jp/tosyaky/a.p/175/	〈定 員〉100名 〈応募締切日〉10月23日(金) 必着 〈費 用〉受講当日2,000円(1名) 〈対象者〉協会会員事業所の一般職	メンタルヘルスの現状、ストレスの要因・反応・対処法、メンタルヘルスのセルフケアなどについて〔講義とグループワーク〕

年金の仕組みと手続きに関する講習会

開催日時等	定員・応募締切日・費用・対象者	概要
平成27年11月17日(火) 18日(水) 19日(木) 20日(金) 時間：いずれも13時30分～16時30分 講師：社会保険労務士 嶋田 千栄子 氏 (パークレー社会保険労務士事務所) メール申し込みURL https://fofa.jp/tosyaky/a.p/178/	〈定 員〉各200名 〈応募締切日〉10月16日(金) 必着 〈費 用〉 会員事業所参加者 無料 非会員事業所参加者 受講当日3,000円(1名) 〈対象者〉社会保険事務担当者	国民年金および厚生年金保険の老齢給付・障害給付・遺族給付等の受給要件や法律改正等、年金の仕組みと手続きについて *各回内容は同じです。

応募方法

*応募者多数の場合は抽選とします。

受講希望の方は、メール または 郵送 の2通りの方法でお申し込みいただけます。

〒 郵送による申し込み

下の「メンタルヘルスセミナー」「年金の仕組みと手続きに関する講習会」参加申込書を印刷して、必要事項を記入し、会員事業所の方は会員番号を記入または平成27年度協会費払込受領証のコピーを貼付して、宛先を明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封のうえ、応募締切日までに、右のお申し込み・お問い合わせ先までお送りください。応募結果などは、締切後3週間程度でお知らせします。



返信用封筒(申し込み人数分)をお忘れなく。
2名以上の場合は、それぞれお申し込みください。

✉ メールによる申し込み

本会ホームページまたはメール申し込みURLにアクセスして、申し込みフォームに必要事項を入力の上、応募締切日までにお申し込みください。応募結果は、締切後3週間程度で、お申し込みの際にご登録いただいたメールアドレスに返信します。

お申し込み・お問い合わせ先

〒160-8407 新宿区新宿7-26-9

一般財団法人 東京社会保険協会 講習会

「メンタル(一般)」または「年金」係

TEL 03-5292-3596

「メンタルヘルスセミナー」「年金の仕組みと手続きに関する講習会」参加申込書

参加希望のセミナー・講習会に☑してください。

参加希望セミナー・講習会		☐ メンタルヘルスセミナー(一般職向け)		☐ 年金の仕組みと手続きに関する講習会	
ふりがな				年 齢	性 別
参 加 者 氏 名				歳代	男 ・ 女
事 業 所 名					
会 員 ・ 非 会 員	会員(会員番号)			非会員	不明
※平成27年度協会費払込受領証に記載の7ケタの番号を記入してください。					
事業所所在地	〒				
連絡先電話番号				参 加 希 望 日	11月 日()
(事業所・個人)					
健康保険の種類 (○で囲んでください。)	全国健康保険協会(協会けんぽ)		健康保険組合	その他	

協会費払込受領証貼付欄

会員事業所の方は、左に会員番号を記入していただくか、金融機関等の受領印のある平成27年度協会費払込受領証のコピーを本欄に貼付してください。

※参加希望セミナー・講習会ごとに、1名ずつお申し込みください。

※上記情報は、申し込み受付事務および応募結果の発送ならびに本会事業案内以外に使用いたしません。

※返信用封筒が同封されていない等、参加申込書に不備がある場合は、抽選の際に落選となることがあります。ご注意ください。

会場および地図 については、8ページをご覧ください。

会場および地図

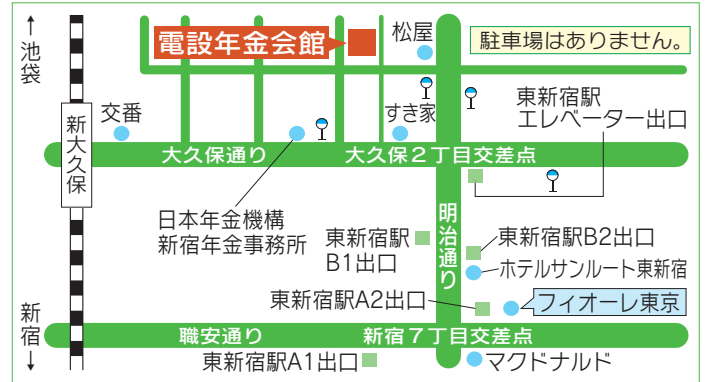
電設年金会館（東京都電設工業厚生年金基金会館）

新宿区大久保2-8-3

【交通】

- JR山手線 新大久保駅より徒歩10分
- 都営大江戸線 東新宿駅A1・A2出口より徒歩10分
- 東京メトロ副都心線 東新宿駅B1・B2・エレベーター出口より徒歩5分

※東新宿駅の出口は、すべて地下で通じています。



左と右

編集委員 森 浩志



「会議の席で話がかみ合わない」「何を言っているのかわからない」「質問の意図がわからない」ということがよくある。違う部門の社員たちが出席する会議では、話が伝わっていない、相手にも理解されていない、話を通じる者同士で議論が完結し、理解できない者が取り残されることもある。一つひとつ質問

すると時間もかかって話が進まなくなるので、こっそり隣にきいてみたりする。

ある社員が「手裏剣とクナイは、刃が鋭いので処分した」と言う。手裏剣は想像がつくが「クナイって何だ?」と思い、隣にきいてみると、「こんな形をした…」と言って絵を描きながら「忍者の道具だ」と教えてくれる。が、その間に議題は進んでしまっていて、またわからなくなる。このような思いを何度もしていると、会議に出たくなくなる。

『社会保険新報』編集委員会の編集会議では、そのようなことがない。相手の話していることも十分理解できるし、自分の話すことも伝わっているようだ。それはなぜか…と考えると、答えはすぐに出る。共通の知識や認識、経験等があり、それが共有されていて、会話や議論が成り立つからである。

私が会社で、「傷病手当金は、療養のために労務に服することができない日ごとに、標準報酬月額30分の1のさらに3分の2が支給される」と発言したところで、みんな判然としないだろう。「標準報酬月額」がわからないのである。わかるのは、人事担当の社員だけである。私にクナイがわからないのと同じ。共通の知識や認識、経験等がないのである。『社会保険新報』編集委員会で「標準報酬月額」と言ってわからない委員はいない。が、読者のなかには社会保険業務の初心者もいるはずだから、その点は気をつけなければいけない。

先日、昔の友人とお酒を飲む機会があった。といっても、私は下戸のうえに、医者から薬との相性が悪いため飲酒を禁止されているので、ウーロン茶でお腹をチャブチャブにしながら、彼の愚痴を聞いていた。すると、彼は酔いながら、突然こう言い出した。

「君は鏡を見て不思議に思ったことはないかい? 字を鏡にうつすと左右が逆になるだろう。たとえば、時計が鏡にうつると字が逆だ。うちの床屋はそうなんだよ」

どこの床屋でもそうだろう。なにも君の通っている床屋だけ

が特別じゃないと、内心おかしくなった。

「それは裏返してことだろう? 左右が逆にはならないだろう?」と私が答えると、彼は、「鏡の中の俺は左利きだぞ」と言う。

「鏡の中に人なんていないよ。君は鏡の国のアリスかい?」

「そうじゃないよ。上下は反対にうつっていないじゃないか。左右が逆なのに上下が逆にならないのはおかしくないか?」

彼は真剣である。

「上下が逆になったら、使い勝手が悪いじゃないか」とからかうと、「君は僕をバカにしているのか?」と憤慨した様子である。仕方なく私も真面目に、「いいかい。左も右も、上も下も、本来絶対的とは言えないんだ。ある程度発達した生物が、重力を感じて上下を認識し、餌を捕食するために口ができて目ができた。頭が前で、尾は後ろだ。上下を軸に両側に発生した目を左右とした。そんなところだろう」

そう言いながら、私はカバンからノートを出して、 $x \cdot y \cdot z$ で線を引き、立体図形と鏡のつもりで四角を描いて、「 x 軸が奥行、 y 軸が上下、 z 軸が横方向とすると、 x 軸は前後のプラス・マイナスが反対になるけど、縦と横は反対にならないだろう。左右が逆なのに上下は逆にならないのはおかしいと言うのなら、それは君の脳みそと目と体がそう認識しているだけだよ」と説明した。彼は私の描いた図をじっと見ていたが、突然「君は卑怯だ」と言ってノートを閉じた。「上下が反対にならないとつり合いがとれないんだ」と、彼は完全に酔っぱらっている。

私は、「上下も反対というのなら、それは鏡ではなくカメラだよ。上下が反転しないのは、生物が初めて感じとった方向だからだろう。植物だって上へ伸びるじゃないか。もうこのへんにして帰ろう」と言って席を立ち、トイレに行った。トイレの鏡を見ながら、左手を上げてみる。鏡には、腕時計をした私の左手が上がっている。右手を上げてみる。鏡の右側に手が上がっている。頭は鏡の上半分に、その下に首とネクタイ。当たり前のことだ。逆立ちしているわけではない。なぜ彼は突然そんなことを言い出したのだろう。モラトリアムの時代へ戻ってしまったのか。それとも、仕事のしすぎで適応障害か神経症にでもなったのだろうか。話は平行線のまま議論にならない。

やはり、知識や認識、経験等が同じではないのだろう。彼と別れた後、自宅へ帰り、インターネットで「鏡 左右」と調べてみた。彼と同じ疑問を抱えている人のなんと多いことか。ご丁寧に本まで出ているようである。今度一読して、彼に教えてあげようと思った。ところで、「クナイ」だが「苦が無い」と書いて「苦無」だそうである。

記事提供／日本年金機構南関東ブロック本部・全国健康保険協会(協会けんぽ)東京支部